

## 5 運営等に関する基準

A 対象者にとって保健指導が受けやすくなるよう、利用者の利便性に配慮した保健指導(たとえば、土日祝日・夜間に行うなど)を実施するなど保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。

Q1 保健指導を受けやすいように、以下のような工夫(例示)を行っていますか? 行っている項目に✓を記入して下さい。

Check



- 土曜日・日曜日、祝日あるいは夜間に施設での保健指導が受けられる。
- 保健指導実践者が地域の施設などを利用して移動保健指導を実施する。
- 事業場を訪問して保健指導を実施する。
- その他(あれば記入)

B 医療保険者の求めに応じ、医療保険者が適切な保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。

Q2 保健指導の実施やその後のフォロー状況についての記録を、以下のタイミングで速やかに提出できますか? できるものに✓を記入して下さい。

Check



- 定期的な報告
- 臨時の報告

C 保健指導を行う際に商品等の勧誘・販売等を行わないこととともに、保健指導を行う地位を利用した不当な推奨・販売等を行わないこと。

Q3 保健指導実践者が、商品等の勧誘・販売、不当な推奨を行わないよう、以下の対応を行っていますか? 行っている項目に✓を記入して下さい。

Check



- 教育指導
- 違反した場合の罰則規定の明確化

D 保健指導実践者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該保健指導実践者の資質の向上に努めていること。

Q4 保健指導実践者の技能・知識を向上させるために、以下の事項に関する教育・研修を行っていますか？行っている項目に✓を記入して下さい。

Check

✓

- 最新の知識に関する教育
- マニュアルの内容に関する教育・研修
- 保健指導技術に関する教育・研修

Q5 保健指導実践者のすべてが参加できるように配慮していますか？

1. はい 2. いいえ ( )

Q6 教育・研修の参加記録を、保健指導実践者ごとに管理していますか？

1. はい 2. いいえ ( )

E 本プログラムに定める内容の保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。

Q7 一定期間、保健指導サービスを継続的に提供できる財務状況ですか？

1. はい 2. いいえ ( )

F 医療保険者から受託した業務の一部の再委託が行われる場合には、医療保険者が委託先と委託契約を締結するに当たり、当該委託契約において、再委託先との契約において本規準に掲げる事項を遵守することを明記すること。

Q8 再委託先との契約に、委託基準を遵守することの責任を明確に記述していますか？

1. はい 2. いいえ ( )

Q9 再委託先が委託基準を遵守していることを監査等の方法で確認していますか？

1. はい 2. いいえ ( )



G 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、当該規程の概要を医療保険者及び実施者が前もって確認できる方法(ホームページ上での掲載等)を通じて、幅広く周知すること。

1. 事業の目的及び運営の方針
2. 統括者の氏名及び職種
3. 従業員の職種及び員数
4. 保健指導実施日及び実施時間
5. 保健指導の内容及び価格その他費用の額
6. 通常の事業の実施地域
7. 緊急時における対応
8. その他運営に関する重要事項

Q10 「運営についての重要事項に関する規程の概要」の必須項目が全て記入され、委託基準を満たしていますか？

1. はい 2. いいえ( )

H 保健指導実施者に身分を証する書類を携行させ、保健指導対象者から求められたときは、これを掲示すること。

Q11 写真付きの身分証等を携行させていますか？

1. はい 2. いいえ( )

Q12 求めに応じて提示するよう保健指導実践者の教育を行っていますか？

1. はい 2. いいえ( )

I 保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、保健指導機関の設備及び備品について、衛生的な管理を行うこと。

Q13 保健指導実践者の衛生および健康管理に関して、以下の事項を行っていますか？行っている項目項目に✓を記入して下さい。

Check



- 清潔を保つための指導と確認
- 定期健康診断の確実な実施と事後措置(保健指導および適正配置)
- 空気感染や接触感染を起こす危険性のある感染症有病者への対応の明確化
- 体調不良を訴える従業者への対応の明確化

Q14 施設および備品を衛生的に維持するために、清掃や消毒等を計画的に実施していますか？

1. はい 2. いいえ( )

J 保健指導機関について、虚偽または誇大な広告を行わないこと。

Q15 虚偽または誇張な広告にならないように、管理体制を有していますか？

1. はい 2. いいえ( )

Q16 保健指導の成果に関する広告は、科学的に妥当な方法で検証されたものですか？

1. はい 2. いいえ( )

K 保健指導対象者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

Q17 苦情対応窓口を委託元および保健指導対象者に明示していますか？

1. はい 2. いいえ( )

Q18 苦情への対応体制として、以下のことを明確にしていますか？  
行われている項目に✓を記入して下さい。

Check



- 苦情の種類ごとに対応担当者を明確にしている。
- すべての苦情を記録し、責任者に報告している。
- 苦情の内容は対応担当者等がその内容を分析して、社(機関)内で共有化している。

Q19 苦情を受けつけた場合には、対応担当者がその内容等を記録し、保存していますか？

1. はい 2. いいえ( )

第 I 章

委託基準の遵守状況に  
関する質問項目

5—運営等に関する基準



L 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

Q20 人事記録として以下の情報を含んでいますか？  
含んでいる項目に✓を記入して下さい。

Check



- 氏名、年齢、住所
- 職名、経歴、資格の登録番号
- 勤務体制および勤務形態
- 研修・評価の記録

Q21 人事記録は、管理者を決めて、特定の人員のみがアクセスできる状態で適切に管理  
していますか？

1. はい 2. いいえ( )

Q22 会計の記録を残し、監査を受けていますか？

1. はい 2. いいえ( )

## 第Ⅱ章

委託基準の遵守状況の  
評価ガイド



## 1 人員に関する基準

A～E

### ねらい

特定保健指導においては、生活習慣病の発症・重症化の危険因子の保有状況により対象者を「情報提供レベル」「動機づけ支援レベル」「積極的支援レベル」に階層化し、対象者ごとに責任者を決め、適切な保健指導を行う必要があります。そのため、業務統括者は、特定保健指導の骨子を理解し、質の高い保健指導サービス体制を構築できる者でなければなりません。また、保健指導の質を確保するため、保健指導実践者は、保健指導に関する一定の教育を受けた者である必要があります。

### 基本的 考え方

保健指導は、対象者が健康診断の結果に基づき自らの健康状態を認識した上で、生活習慣の改善を自ら選択し、行動変容・セルフケア(自己管理)に結びつけられるようにするものです。そのため、医学・栄養・運動・健康行動理論等の幅広い知識、コミュニケーション・カウンセリング・コーチング等の技術、社会資源の活用、評価の在り方等、多岐に渡る能力が必要です。業務統括者においては、保健指導に関する見識が深く、常に質の高い保健指導サービスの提供について考え、組織的な取り組みを行える人材を登用します。また、保健指導実践者として、専門的な教育を受けた者が保健指導を行う必要があります。特に行動変容・セルフケアの必要性が高い「動機づけ支援」「積極的支援」の対象者に対しては、一定の教育

研修を受けた者が、保健指導過程において重要な(1)初回面接(2)対象者の行動目標・支援計画の作成(3)保健指導の評価の実施を行います。

### [委託基準の遵守]

A 保健指導の業務を統括する者は、常勤の医師、保健師、管理栄養士であること。

- 保健指導の業務統括者は、常勤の医師、保健師、管理栄養士である。
- 管理上支障がない場合は、同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事している。

- B 「動機付け支援」や「積極的支援」において、(1)初回の面接、(2)対象者の行動目標・支援計画の作成、(3)保健指導の評価に関する業務を行う者は、医師、保健師、管理栄養士であること。(ただし高齢者の医療確保法施行後5年間に限り、一定の保健指導の実践経験のある看護師も行うことができる。)
- 初回面接、対象者の行動目標・支援計画の作成、保健指導の評価に関する業務を行うのは、医師、保健師、管理栄養士、一定の保健指導経験のある看護師である。
  - また、看護師の一定の研修レベルを判断する際、日本産業衛生学会の産業看護師および産業保健指導者(THP)などの認定の有無が参考になる。
- C 対象者ごとに支援計画の実施について統括的な責任を持つ医師、保健師、管理栄養士が決められていること。
- 対象者ごとに医師、保健師、管理栄養士の責任者が決められている。
- D 「動機付け支援」や「積極的支援」のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく食生活に関する実践的指導は、管理栄養士その他の食生活に関する専門的知識及び技術を有する者により提供されること。
- 食生活の実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士の資格を有している者と事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく産業栄養指導者・産業保健指導者およびそれに相当する研修を受けた者が行う。
- E 「動機付け支援」、「積極的支援」のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく運動に関する実践的指導は、運動に関する専門的知識及び技術を有する者により提供されていること。
- 運動の実践的指導においては、医師、保健師、管理栄養士の資格を有している者と事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく運動指導担当者・産業保健指導者または健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士およびそれに相当する研修を受けた者が行う。





- F 保健指導プログラムに応じて、再委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。

### ねらい

特定保健指導を受託した場合に、有効な保健指導サービスを提供するためには、対象者の地理的分布やニーズの種類に応じて再委託先や運動実践施設など、外部機関等を活用する必要があります。

### 基本的 考え方

保健指導プログラムの内容、委託元としてのサービス希望範囲などに合った再委託先や連携先を確保していることが重要です。

#### [委託基準の遵守]

- 保健指導プログラムを委託元の要望や特性に応じて実施するために、必要な再委託先を確保して、定期的なコミュニケーション、事例検討、実施状況の評価など有効な連携を図っている。

- G 保健指導者は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましい。

### ねらい

特定保健指導は、標準的プログラムに沿って実施される必要があるため、基本的な事項である保健指導実践者育成研修プログラムの受講状況を確認する必要があります。

### 基本的 考え方

基本的には、保健指導実践者全員が保健指導実践者育成研修プログラムを受講していることが望ましいですが、同等の研修が自社(機関)内外で実施されている場合には、それを受講させることによって本基準の目的を満たすことができると考えられます。

#### [委託基準の遵守]

- ほとんど(最低でも80%以上)の保健指導実践者が、保健指導実践者育成研修プログラムを受講している。

H 保健指導対象者が治療中の場合には、Cに掲げる者が必要に応じて当該保健指導対象者の主治医と連携を図ること。

### ねらい

主治医との連携を図り、確実に治療を受けることを支援し、また主治医の治療を支援するための保健指導の実施を行います。

### 基本的 考え方

対象者が継続的に服薬治療を受けている場合には、保健指導の対象になりませんが、保健指導の中でその情報が明らかになる場合や検査結果によっては治療状況の確認を行うため、主治医との連携を図ります。連携に先立って本人からの同意を取る必要があります。また、治療を行っていたとしても、保健指導による支援によって改善がより期待できる場合には、主治医からの指導に基づき保健指導を実施することもあります。

#### [委託基準の遵守]

- 対象者が治療中の場合には、統括的な責任者が主治医との連携を図ることをマニュアル等で明確にしている。



## 2 施設又は設備等に関する基準

A 本プログラムに定める内容の保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備を有していること。

### ねらい

対象者が必要な保健指導を快適に受けられるようにします。

### 基本的 考え方

個別支援、グループ支援それぞれに対応できる施設、設備がなければ十分な保健指導は行えません。特に個別支援においては話しやすい環境の整備が不可欠です。また、個別支援には電話、e-mail、Faxを用いる方法もありますので、これらにも対応可能であるかどうかを確認します。

#### [委託基準の遵守]

- 保健指導を実施するための施設・設備として、以下のものを配備している。
  1. 個別支援に適した部屋があり、机・椅子などの設備が整っている。
  2. グループ支援に利用できる部屋がある。
  3. 電話、e-mail、Faxの設備を有している。

B 個別指導を行う際、対象者のプライバシーが十分に保護される施設(部屋)が確保されていること。

### ねらい

医療保険者が対象者のプライバシーの確保に責任を持って委託できるようにします。

### 基本的 考え方

個別に仕切られたスペースで、プライバシーが守られていることを確認します。個室であればプライバシー確保の問題は解決されますが、それが不可能な場合もあり、一概に良いとは言いきれません。話している内容が他人に聞かれない、という条件が満たされているかどうかを評価します。

#### [委託基準の遵守]

- 個別指導用の部屋として、個別に仕切られたスペースを確保している。

- C 運動の実践指導を行う場合には、救急時における応急措置の設備を有していること。

### ねらい

運動の実践指導を安全に実施できるようにします。

### 基本的考え方

いざという時に運動指導実施者が適切な対応を取れなければなりません。そのためには必要な体制、設備が整えられていること、実施者が教育訓練を十分に受けていることが必要です。

#### [委託基準の遵守]

- 少なくとも、救急対応できる体制として以下の事項が整備されている必要がある。
  1. 緊急時の対応マニュアルがある。
    - 責任者を明確にしている。
    - 緊急時の連絡体制を明確にしている。
    - 救急車が来るまでの対応を明確にしている。
  2. 緊急時の対応マニュアルがある。
    - 医薬品セット
    - ベッド
    - テーピングセット
    - 酸素呼吸器
    - 自動体外式除細動器等
  3. 運動指導実施者に対し、救急時対応のトレーニングを実施している。
    - 新規採用(配置)時のBLS(Basic Life Support)教育訓練
    - 定期的なBLS教育訓練
    - 教育訓練の実施を記録し、保存している。
  4. 緊急時に対応できるように施設を作っている。
    - 施設のすぐそばまで救急車が入れる。
    - 運動指導の部屋までストレッチャーがスムーズに入れる。



D 健康増進法第25条に定める受動喫煙の防止措置が講じられていること。

### ねらい

対象者の受動喫煙  
を防止します。

基本的  
考え方

受動喫煙の防止には、敷地内禁煙や全館禁煙または喫煙場所を定めたくて喫煙室から煙が漏れない構造になっているか、いずれかの対策を行っていないければなりません。

#### [委託基準の遵守]

- 敷地内禁煙、全館禁煙、または周囲に煙が漏れないような喫煙場所を定めている。
- 屋内に喫煙室がある場合には、以下の状態を保っている。
  1. 屋外排気型である。
  2. 非喫煙場所から喫煙場所に向かう秒速0.2メートルの気流を保っている。



### 3 保健指導の内容に関する基準

A 本プログラムに準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、対象者や地域、職域の特性を考慮したものであること。

#### ねらい

保健指導サービス事業者によって提供される保健指導は、保健指導実践者によるばらつきを防ぎ、標準的プログラムに準拠したものであるとともに最新の科学的根拠に基づくよう、適切な保健指導マニュアルを作成して、それに基づき実施される体制を構築します。

#### 基本的考え方

提供される保健指導が本項目を満たすためには、自社（機関）内で標準的プログラムに準拠し、科学的根拠に基づくマニュアルを作成し、マニュアルを用いて保健指導実践者の研修を行う必要があります。マニュアルは、対象者や地域、職域の特性に応じて柔軟に対応できる内容でなければなりません。

#### [委託基準の遵守]

- 提供される保健指導プログラムのマニュアルが存在している。
- マニュアルの内容は、標準的プログラムに準拠している。
- 内容が科学的根拠に基づいている。
- 対象者の特性に応じた柔軟な対応が可能である。
- 委託元の要望や特性に応じた柔軟な対応が可能である。
- 作成されたマニュアルを、確実に保健指導の実践に結びつくよう、すべての保健指導実践者に配布し、研修の機会に活用している。



- B 具体的な保健指導プログラム(支援のための材料、学習教材等を含む)は、医療保険者に提示され、医療保険者の了解が得られたものであること。

### ねらい

保健指導プログラムは、委託元のニーズに合った内容であることを確保するとともに、実施後のトラブルを避けるために、プログラムの内容について了解を得る必要があります。

### 基本的 考え方

保健指導プログラムには、対象者の選択、保健指導の内容、保健指導実践者、教育材料、評価方法等、提供されるサービス全体が含まれます。これらについて、医療保険者との間で協議・確認した上で、契約を締結し、保健指導サービスが提供される必要があります。

#### [委託基準の遵守]

- 保健指導プログラムについて知識を有する担当者(医師、保健師、管理栄養士であり、一定の研修を受けた者)が、医療保険者との間で具体的に協議し、その内容について了解を得て実施することを明確にしている。

- C 最新の知見、情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。

### ねらい

保健指導において、その効果を高めるために、最新の知見に基づく支援のための材料、学習教材を用意することが有効です。

### 基本的 考え方

個人の健康状態にあった指導を行い、継続的な生活習慣の改善を支援するための材料や学習教材を用意して、保健指導およびフォローアップを行います。これらの作成や選択にあたっては、専門家のアドバイスを基くとともに、最新の知見を盛り込むために定期的に見直される必要があります。

#### [委託基準の遵守]

- 支援のための材料、学習教材として、以下のようなものが存在する。
  1. 個人の健康情報の分析結果
  2. 生活習慣改善を継続的に支援するためのシートやソフトウェア
  3. 腹囲の自己測定のためのツール
  4. 栄養に関する指導に用いるフードモデル
  5. 健康状態に合わせて配布するパンフレットなど

- 常に最新の知見、情報に基づくよう、以下の取組みが存在する。
  1. 定期的に内容の見直しを行う計画がある。
  2. 組織内外のメタボリックシンドロームに関する専門家等のアドバイスを得ている。
- 材料や教材を保健指導実践者が適切に使用できるように、活用方法に関する説明や研修を行っている。

D 個別指導を行う場合はプライバシーが保護された場で行われること。

### ねらい

保健指導において、対象者の  
プライバシーを保護する環境  
づくりを行います。

基本的  
考え方

個別面接を行う際に、周囲から見られない、話が聞こえないといった環境づくりをします。また電話相談を行う場合にも、プライバシーへの配慮が必要です。

#### [委託基準の遵守]

- 自施設および委託先での個別面接において、他者から見えないおよび聞こえないよう、以下のような配慮を行っている。
  1. 自社(機関)内で実施する個別面接においては、周囲への声が洩れない個室を確保している。
  2. 訪問先において、外部に声の漏れない個室を確保するよう要請する。また、それが困難な場合には、衝立などで視野を遮るなどの工夫をする。
- 施設内などから電話による支援を行う場合には、部外者が立ち入らないように管理している。
- 施設内でFAX(手紙)による支援を行う場合には、保健指導実践者からの手紙・FAXおよび対象者からの返書を確実に管理している。
- FAXの誤送信、メールの誤送信を、送信記録を用いて定期的にチェックしている。





E 契約期間中に、保健指導を行った対象者から指導内容について相談があった場合は、事業者は相談に応じること。

### ねらい

保健指導終了後などに対象者が具体的な実行方法や資料の内容などに対して質問が寄せられることがあります。それらに適切な対応をするための問合わせ窓口の体制を整備し、対応の流れを明確にします。

### 基本的 考え方

問合わせ窓口は、委託医療保険者や保健指導の対象者に明示されていなければなりません。また保健指導の内容に関する事項に対する内容であれば、相談を寄せた対象者に保健指導を実際に行った保健指導実践者が対応することが望ましいといえます。問合わせ内容によっては、他の専門スタッフのサポートが必要になることがあります。

#### [委託基準の遵守]

- 保健指導の対象者および委託元からの相談窓口を明確にしている。
- 相談窓口を対象者および委託元に明確に提示している。
- 相談が確実に保健指導実践者またはその他の専門スタッフに繋がるよう、以下の事項について確保している。
  1. 想定される問合わせの内容に応じて適切な返答者を明確にしている。
  2. 窓口から返答者に繋がるルートや窓口での対応方法を明確にしている。
  3. 問合わせの内容によっては、専門スタッフの支援が必要になるため、その対応についても明確にしている。

- F 保健指導対象者のうち保健指導を受けなかった者又は保健指導を中断した者への対応については、対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。

### ねらい

保健指導を様々な理由で中断した場合、次の機会での保健指導に結びつけることが重要です。

### 基本的考え方

保健指導を中断する理由として、健康意識が低く指導を受ける意欲がない、多忙等を理由に健康行動が続かない、保健指導実践者との人間関係が築けない、など様々な理由があります。その場合であっても、保健指導を受けるように促すとともに、委託元に連絡するなどの対応を図る必要があります。それでも保健指導の実施が困難な場合には、必要な情報の提供を行います。

#### [委託基準の遵守]

- 保健指導を受けなかった者または中断した者については、本人の意思を確認した上で、以下のような対応を実施している。
  1. 実施予定日から1週間以内に電話、e-mail、FAXなどによる連絡
  2. 連絡にもかかわらず受けない場合、医療保険者への連絡
  3. 必要な情報の提供



## 4 保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準

※ プライバシーマークを取得していますか？

(取得している場合には、具体的な質問への回答は不要とする。)

- A 本プログラムにおいて定める電子的標準様式により、医療保険者に対して保健指導対象者の保健指導レベル、効果(腹囲、体重)等を安全かつ速やかにCD-R等の電磁的方式により提出すること。

### ねらい

医療保険者が国や支払基金に特定健診および特定保健指導の結果を報告できるよう、標準化した様式で結果を記録し、委託元に提出します。

### 基本的 考え方

本プログラムにおいて定める電子的標準様式によって記録されていることを確認します。

### [委託基準の遵守]

- 保健指導レベル、効果(腹囲、体重)等を含んでいる。
- 適切な電子媒体を用いている。
- 保健指導実施から概ね1ヶ月以内に報告している。

- B 保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を記載したものが、適切に保管・管理されていること。

### ねらい

保健指導の実施を正確に記録し、プライバシーにも配慮して適切に保存します。

### 基本的 考え方

医療保険者が実施するよう求められている保健指導が確実に行われていることを記録によって確認できるようにしておきます。そのためには、それぞれの記録が

正確に残されていること、必要に応じて取り出せるようになっていなければなりません。また、保健指導の記録は、個人のプライバシーに関する情報が含まれることより、十分な配慮が必要になります。

[委託基準の遵守]

- 質問票、アセスメント、指導内容、フォロー状況について、保健指導の具体的な記録方法を明確にしている。
- 決められた方法で記録されていることを確認している。
- 保健指導の実施等において必要な場合には、容易にアクセスできる状態にしている。

- C 正当な理由がなく、その業務上知りえた保健指導対象者の情報を漏らしてはならない。

ねらい

保健指導の実施において、対象者の個人情報が増えいしないようにします。

基本的  
考え方

対象者にかかわる従業者一人ひとりに個人情報保護についての認識を持たせるような教育が行われていることを確認します。

[委託基準の遵守]

- 個人情報の管理について、従業者の教育指導を行っている。

- D 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。

ねらい

個人情報の保護に関する法律およびこれに基づくガイドラインを守ります。

基本的  
考え方

医療保険者には、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」「健康保険組合等における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等のガイドラインが守られるような事業者を選択する責任があります。